

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二一三―四〇

人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員福祉課の所掌事務等) 第二十条 (略)</p> <p>2 職員福祉課に、勤務時間調査・指導室及び健</p>	<p>(職員福祉課の所掌事務等) 第二十条 (略)</p> <p>2 職員福祉課に、健康安全対策推進室を置く。</p>

健康安全対策推進室を置く。

3 前項の各室に、室長を置く。

4 勤務時間調査・指導室は第一項第三号に掲げる事務のうち勤務時間及び休日に関する基準の遵守に係る調査及び指導に関する事務を、健康安全対策推進室は同項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

3 健康安全対策推進室に、室長を置く。

4 健康安全対策推進室は、第一項第四号及び第六号に掲げる事務（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する法令の企画及び立案、調査研究並びにその実施に関する事務を除く。）をつかさどる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。